

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条
例案要綱

1 改正の理由

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）およびその例によることとされる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく指定医療機関の指定更新制度等に関する事務等を新たに市町へ移譲するとともに、既に市町へ権限移譲している事務のうち、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する事務について、行為の許可に係る申請の受付等の事務および当該許可に係る事務を処理する市的一部分を権限移譲の対象から除くため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 生活保護法の一部改正により指定医療機関の指定更新制度が導入されること等に伴い、指定更新事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によることとされるものを含む。）を新たに市（大津市を除く。）に移譲することとします。（別表関係）
- (2) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく専用水道に関する事務について、日野町においても新たに処理することとします。（別表関係）
- (3) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例および条例の施行のための規則に基づく風致地区内の行為の許可に係る申請の受付等の事務を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (4) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定による風致地区内における行為の許可等の処理をするとされている市から、長浜市、栗東市および米原市を削除することとします。（別表関係）
- (5) その他
 - ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は平成 26 年 7 月 1 日から、イの一部は平成 26 年 6 月 12 日または平成 26 年 10 月 1 日からそれぞれ施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新																																		
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 民生委員法（昭和23年法律第198号）<u>第4条</u>の規定による民生委員の定数の決定</td> <td>市町（大津市を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</td> <td>市（大津市を除く。）</td> </tr> <tr> <td>ア 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）の規定による<u>指定医療機関等の指定</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による<u>指定医療機関等の指導</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならび</td> <td></td> </tr> </table>	(7) 民生委員法（昭和23年法律第198号） <u>第4条</u> の規定による民生委員の定数の決定	市町（大津市を除く。）	(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市（大津市を除く。）	ア 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）の規定による <u>指定医療機関等の指定</u>		イ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による <u>指定医療機関等の指導</u>		ウ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理		エ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理		オ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消し		カ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならび		<p>第1条～第3条 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 民生委員法（昭和23年法律第198号）<u>第4条第1項</u>の規定による民生委員の定数の決定</td> <td>市町（大津市を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</td> <td>市（大津市を除く。）</td> </tr> <tr> <td>ア 法第49条の規定による<u>指定医療機関の指定</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 法第49条の3第1項の規定による<u>指定の更新</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>指定医療機関等の指導</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび<u>効力の停止</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査な</td> <td></td> </tr> </table>	(7) 民生委員法（昭和23年法律第198号） <u>第4条第1項</u> の規定による民生委員の定数の決定	市町（大津市を除く。）	(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市（大津市を除く。）	ア 法第49条の規定による <u>指定医療機関の指定</u>		イ 法第49条の3第1項の規定による <u>指定の更新</u>		ウ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>指定医療機関等の指導</u>		エ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理		オ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理		カ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび <u>効力の停止</u>		キ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査な	
(7) 民生委員法（昭和23年法律第198号） <u>第4条</u> の規定による民生委員の定数の決定	市町（大津市を除く。）																																		
(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市（大津市を除く。）																																		
ア 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）の規定による <u>指定医療機関等の指定</u>																																			
イ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による <u>指定医療機関等の指導</u>																																			
ウ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理																																			
エ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理																																			
オ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消し																																			
カ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならび																																			
(7) 民生委員法（昭和23年法律第198号） <u>第4条第1項</u> の規定による民生委員の定数の決定	市町（大津市を除く。）																																		
(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	市（大津市を除く。）																																		
ア 法第49条の規定による <u>指定医療機関の指定</u>																																			
イ 法第49条の3第1項の規定による <u>指定の更新</u>																																			
ウ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>指定医療機関等の指導</u>																																			
エ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理																																			
オ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理																																			
カ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび <u>効力の停止</u>																																			
キ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査な																																			

に診療報酬の額の決定

キ 法第53条第3項（法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ク 法第54条第1項（法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査

ケ 略

コ 法第55条の2の規定による告示

(31) 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に除く。）
町（日野町を掲げる事務

ア 法第32条の規定による確認

イ 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理

ウ 法第33条第5項の規定による通知

エ 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出の受理

オ 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出の受理

カ 法第36条第1項の規定による施設の改善の指示

キ 法第36条第2項の規定による警告および水道技術管理者の変更の勧告

ク 法第37条の規定による専用水道の設置者に対

らびに診療報酬の額の決定

キ 法第53条第3項（法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ク 法第54条第1項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査

ニ 略

サ 法第55条第1項の規定による指定助産機関および指定施術機関の指定

シ 法第55条の3の規定による告示

(31) 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に除く。）
町（日野町を掲げる事務

ア 法第32条の規定による確認

イ 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理

ウ 法第33条第5項の規定による通知

エ 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出の受理

オ 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出の受理

カ 法第36条第1項の規定による施設の改善の指示

キ 法第36条第2項の規定による警告および水道技術管理者の変更の勧告

ク 法第36条第3項の規定による必要な措置の指示

ケ 法第37条の規定による給水停止命令

<p><u>する給水停止命令</u></p> <p><u>ケ 法第39条第2項の規定による報告の徴収および立入検査</u></p>		<p><u>ニ 法第39条第2項および第3項の規定による報告の徴収および立入検査</u></p>	
<p>(32) 水道法に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 水道法第36条第3項の規定による必要な措置の指示</p> <p>イ 水道法第37条の規定による簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令</p> <p>ウ 水道法第39条第3項の規定による報告の徴収および立入検査</p>	町	<p>(32) および(32)の2 削除</p>	
<p>(32)の2 削除</p> <p>(32)の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。）</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ 法第36条の4第1項の規定による試験に係る願書の受付</p> <p>キ 法第38条において準用する法第10条の規定による休廃止等の届出の受理（卸売販売業に係るものに限る。）</p> <p>ク～コ 省略</p> <p>サ 法第40条第1項および第2項において準用する法第10条の規定による休廃止等の届出の受理</p>	大津市	<p>(32)の3 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品および医療機器に係るものを除く。）</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ 法第36条の8第1項の規定による試験に係る願書の受付</p> <p>キ 法第38条第2項において準用する法第10条第1項の規定による休廃止等の届出の受理（卸売販売業に係るものに限る。）</p> <p>ク～コ 省略</p> <p>サ 法第40条第1項および第2項において準用する法第10条第1項の規定による休廃止等の届出</p>	大津市

<p>シヘネ 省略</p> <p>(59)の2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（以下この項において「例による保護法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 <u>ア 例による保護法第49条（例による保護法第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定</u></p> <p><u>イ 例による保護法第50条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導</u></p> <p><u>ウ 例による保護法第50条の2（例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理</u></p> <p><u>エ 例による保護法第51条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理</u></p> <p><u>オ 例による保護法第51条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消し</u></p>	<p>市（大津市を除く。）</p>	<p>の受理</p> <p>シヘネ 省略</p> <p>(59)の2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（以下この項において「例による保護法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 <u>ア 例による保護法第49条の規定による指定医療機関の指定</u></p> <p><u>イ 例による保護法第49条の3第1項の規定による指定の更新</u></p> <p><u>ウ 例による保護法第50条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導</u></p> <p><u>エ 例による保護法第50条の2（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理</u></p> <p><u>オ 例による保護法第51条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理</u></p> <p><u>カ 例による保護法第51条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止</u></p>
--	-------------------	---

カ 例による保護法第53条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定

キ 例による保護法第53条第3項（例による保護法第54条の2第4項および第55条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ク 例による保護法第54条第1項（例による保護法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査

ケ 略

コ 例による保護法第55条の2の規定による告示

(66) 削除

(67) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 条例第2条第1項の規定による風致地区内における行為の許可に係る申請の受付

イ アに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

多賀町

長浜市、栗東市、野洲市および米原市

キ 例による保護法第53条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定

ク 例による保護法第53条第3項（例による保護法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ケ 例による保護法第54条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査

ユ 略

サ 例による保護法第55条第1項の規定による指定助産機関および指定施術機関の指定

シ 例による保護法第55条の3の規定による告示

(66) および(67) 削除

(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

野洲市

- ア 条例第2条第1項の規定による風致地区内における行為の許可
イ 条例第2条第3項後段の規定による協議
ウ 条例第3条後段の規定による通知の受理
エ 条例第5条の規定による完了および廃止の届出の受理
オ 条例第6条第1項の規定による監督処分
カ 条例第6条第2項の規定による措置の実施および公告
キ 条例第7条第1項の規定による報告の徴収
ク 条例第7条第2項の規定による立入検査

(69)以下 省略

- ア 条例第2条第1項の規定による風致地区内における行為の許可
イ 条例第2条第3項後段の規定による協議
ウ 条例第3条後段の規定による通知の受理
エ 条例第5条の規定による完了および廃止の届出の受理
オ 条例第6条第1項の規定による監督処分
カ 条例第6条第2項の規定による措置の実施および公告
キ 条例第7条第1項の規定による報告の徴収
ク 条例第7条第2項の規定による立入検査

(69)以下 省略